

○厚生労働省令第四百十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

平成二十八年八月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次のように改正する。

第一条中第二百四十五号を第二百四十八号とし、第二百三十一号から第二百四十四号までを三号ずつ繰り

下げ、第二百三十号を第二百三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百三十三 三―メトキシ―ニ―(メチルアミノ)―一―(四―メチルフェニル)プロパン―一―オン及びその塩類

第一条中第二百二十九号を第二百三十一号とし、第五十五号から第二百二十八号までを二号ずつ繰り下げ、第五十四号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 エチル―ニ―「一―(四―フルオロベンジル)―一H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノアート及びその塩類

第一条中第五十三号を第五十四号とし、第二十一号から第五十二号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 N―(一―アミノ―一―オキソ―三―フェニルプロパン―ニ―イル)―一―(シクロヘキシルメチル)―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。